附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和二年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和二年度の予算から適用する。

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七号

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項の同意を得た地震対策緊急整備事業計画についての同法第三条第二項の規定の適用については、同項中「五箇年で」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第七号）附則第二項の規定の施行の日から起算して五年以内に」とする。

3　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十　寡婦　次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

イ　夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1)　扶養親族を有すること。

(2)　第七十条（純損失の繰越控除）及び第七十一条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条（課税標準）に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「合計所得金額」という。）が五百万円以下であること。

(3)　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがいないこと。

ロ　夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たすもの

三十一　ひとり親　現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ　合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがいないこと。

第二条第一項第三十四号の二中「年齢十六歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　居住者　年齢十六歳以上の者

ロ　非居住者　年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1)　留学により国内に住所及び居所を有しなくなつた者

(2)　障害者

(3)　その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

第五十二条第一項中「金銭債権」の下に「（債券に表示されるべきものを除く。次項において同じ。）」を加える。

第六十条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の場合において、同項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した次の各号に掲げる資産を譲渡したときにおける当該資産の取得費については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一　配偶者居住権の目的となつている建物　当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば当該建物を譲渡した時において前項の規定により当該建物の取得費の額として計算される金額から当該建物を譲渡した時において当該配偶者居住権が消滅したとしたならば次項の規定により配偶者居住権の取得費とされる金額を控除する。

二　配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この号及び次項第二号において同じ。）　当該建物に配偶者居住権が設定されていないとしたならば当該土地を譲渡した時において前項の規定により当該土地の取得費の額として計算される金額から当該土地を譲渡した時において当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅したとしたならば次項の規定により当該権利の取得費とされる金額を控除する。